平成２６年（フ）第４３号
岐阜県可児市徳野南２丁目71番地　ｓａｌｌｅ　ｄｅ　ｓｅｊｏｕｒ―305、前住所岐阜県可児市禅台寺３丁目27番地
債務者　生田　千智
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第１００号
静岡県富士宮市万野原新田3041番地の８　スズキテナント１Ｆ、前住所静岡県富士宮市万野原新田3149番地の７　アオシマビル203号
債務者　渡邉江身子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第７５４号
愛知県春日井市出川町１丁目３番地２
債務者　木全千恵子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９６号
三重県鈴鹿市西玉垣町1429番地の13
債務者　長岡　真衣
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第７８号
大津市大萱１丁目３番１号　グレースコーポ801、前住所大津市里６丁目10番13号
債務者　田邊　靖裕
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３２号
滋賀県高島市マキノ町高木浜１丁目14番地１ビラマキノ203号、前住所滋賀県高島市今津町大供大門１丁目５番地４　ブリリアントヒルズ102号室
債務者　大久保弘文
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７９号
滋賀県甲賀市水口町貴生川１丁目186　ハイネスグリーン貴生川203号、住民票上の住所滋賀県甲賀市信楽町中野641番地308
債務者　本村　　豊
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０４号
大津市大谷町12番30号　コーポ大谷11号室
債務者　岡本喜久雄
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４号
鳥取県境港市森岡町716番地２、住民票上の住所鳥取県米子市奈喜良313番地３
債務者　安達　晃子
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第３４２号
広島県安芸郡府中町八幡３丁目４番23号
債務者　中島　哲哉
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４８２号
広島市中区江波西２丁目14番４―401号
債務者　林　　希美（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５２０号
広島市安佐南区相田１丁目14番20―401号
債務者　砂田　浩幸
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８６号
山口県下関市上田中町４丁目２番12号、住民票上の住所北九州市八幡西区馬場山緑８番22号
債務者　横山　博之
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１４２号
徳島県板野郡松茂町満穂字満穂開拓16―４リーブハイツ205号、住民票上の住所徳島県徳島市国府町南岩延595番地
債務者　佐藤　万純
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５８号
徳島市川内町加賀須野433番地の１
債務者　井若ツヤ子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５９号
愛媛県松山市富久町438番地４
債務者　藤田　祥子
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４２号
福岡県田川市大字伊加利1932番地　中央団地３区１―３―３
債務者　岡田　千秋
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所田川支部